

雲雀丘学園中山台幼稚園園則

第1章 総 則

第1条 この幼稚園は、学校教育法第22条及び第23条に従って、幼児を保育し適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第2条 この幼稚園は雲雀丘学園中山台幼稚園という。

第3条 この幼稚園の位置は宝塚市中山桜台1丁目1番1号に置く。

第4条 この幼稚園に入園できる者は、満3才から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第5条 この幼稚園の総定員は250名とする。

2. 1学級の幼児数は35人以下を標準とする。但し、3才児は1学級25人以下を標準とする。

第2章 保育年限、保育期及び休業日

第6条 この幼稚園の保育年限は3カ年とする。

第7条 1年を次の3保育期に分ける。

第1保育期 4月1日から 8月31日まで

第2保育期 9月1日から12月31日まで

第3保育期 1月1日から 3月31日まで

第8条 休業日は次のとおりとする。

日 曜 日

国民の祝日

創立記念日 10月1日

毎月、毎週土曜日

春季休業 4月 1日から4月10日まで

夏季休業 7月21日から8月31日まで

冬季休業 12月21日から1月 9日まで

学年末休業 3月20日から3月31日まで

2. 春季・夏季・冬季・期末休業の期間については変更することができる。

第9条 始業及び終業の時刻は午前9時から午後1時までとする。但し、季節により多少変更することができる。

第3章 教育課程、保育時数及び教職員組織

第10条 教育課程は、幼稚園教育要領に基づき、幼児の心身の発達と地域の実態を考慮し別に編成する。

第11条 1日の保育時数は4時間とし、第10条に従い保育する。

第12条 この幼稚園に園長のほか、各学級に教諭一名を置くものとし、その他の教職員については学校教育法、同規則及び幼稚園設置基準の定めるところによる。

2. 必要に応じて副園長を置く。

第4章 入園、退園、休園、修了及び褒賞

第13条 入園については、園長の許可を要する。

第14条 入園しようとする者は、所定の入園願書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。

第15条 入園の決定は、選考による。

第16条 入園を許可された幼児の保護者は誓約書その他必要な書類を提出しなければならない。

第17条 休園又は退園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に届け出るものとする。

第18条 この幼稚園所定の保育課程を修了した者には修了証書を授与する。

第19条 入園金・施設費・保育料・手数料は次の通りとする。

| | | | |
|-----|-------|---------|------|
| 入園金 | | 50,000円 | |
| 施設費 | 3・4才児 | 50,000円 | |
| | 5才児 | 20,000円 | |
| 保育料 | 3才児 | 30,550円 | (月額) |
| | 4・5才児 | 28,850円 | (月額) |
| 手数料 | | 5,000円 | |

2. 既納の入園金及び施設費は返還しない。但し、入園の辞退を書面で申し出た者に対しては、施設費を返金するものとする。

3. 既納の保育料は返還しない。但し、保育料を納付した者が期の途中で死亡または退学若しくは転園した場合は、月割計算により精算して返還するものとする。

第20条 保育料を所定の納入期から3か月を経過してもなお正当な理由がなく納入する見込みがないときは退園を命ずることがある。

2. 保育料を滞納したまま進級又は卒園することはできない。

第21条 この園則実施に必要な事項は園長が定める。

附 則

この園則は平成29年4月1日より実施する。